

雇用保険被保険者になられた皆さんへ



このリーフレットは、雇用保険制度の主な内容を説明していますので、ぜひお読みになって正しい理解を深めていただきますようお願いします。

ハローワーク

(公共職業安定所)

奈良労働局職業安定部職業安定課

被 保 険 者 と は

雇用保険適用事業主に雇用される労働者は、原則としてすべて被保険者となります。

被保険者となったことにより、ハローワークから事業主を通じて交付される「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」に表示されている被保険者番号は固定番号ですので、企業間、地域間の移動や氏名が変わった場合でも引き続きその番号を使用します。ご自身で大切に保管してください。

また、以前に雇用保険の被保険者であったことのある方は、今回交付された被保険者証を確認し、被保険者番号が二重に交付されていないか必ず確認してください。複数の被保険者番号を持つと、失業給付や雇用継続給付などを受給する際に不利になることがありますのでご注意ください。

もしも二重に交付されている場合には、被保険者番号の統一を行う必要がありますので、ハローワークへお問い合わせください。

保 険 料 の 負 担 は

雇用保険料は、被保険者に支払われた賃金総額を基に、次の表の雇用保険料率が適用されます。

(令和7年4月1日～)

事業の種類	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	16.5/1000	10/1000	6.5/1000
建設の事業	17.5/1000	11/1000	6.5/1000

雇用保険には、雇用の継続を支援するための制度があります

✓ 60 歳以上 65 歳未満の方

高年齢雇用継続給付制度があります

高年齢雇用継続給付は、60 歳到達等の時点に比べて賃金が 75%未満に低下した状態で働き続ける 60 歳以上 65 歳未満の方に対する給付制度です。求職者給付（基本手当（いわゆる失業手当））を受給せず雇用を継続している場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当を受給中に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」があります。

高年齢雇用継続給付を受けるには次の要件が必要です。

◆高年齢雇用継続基本給付金

60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者であって、被保険者であった期間が通算 5 年以上あることが必要です。

◆高年齢再就職給付金

再就職される前に雇用保険の基本手当を受けていた場合で、基本手当の支給残日数が 100 日以上あり、その基本手当の受給資格に係る離職の日において、被保険者であった期間が通算 5 年以上あることが必要です。

※再就職後の賃金が、基本手当の基準となった賃金日額を 30 倍した額の 75%未満となった方が対象となります。

高年齢雇用継続給付の手続きは

事業所の所在地を管轄するハローワークに事業主を経由して申請してください。（被保険者ご自身でも手続きできます。）

支給される額は

原則として賃金額の 10%に相当する額です。（賃金の低下率により、10%を上限として支給率も変動します。）

ただし、支給額には一定の限度額が設けられています。

支給される期間は

☆高年齢雇用継続基本給付金

原則として、被保険者が 60 歳に達した月から 65 歳に達した月までです。

☆高年齢再就職給付金

原則として、基本手当の支給残日数が 200 日以上ある場合には、再就職

した月から2年間、支給残日数が100日以上200日未満の場合には、1年間となります。ただし、65歳に達した月までとなります。

(注) 各暦月の初日から末日まで被保険者であることが必要です。

✓ 育児休業等を取得したときは

育児休業等給付制度があります

育児休業を取得したとき

◆出生時育児休業給付金

子の出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)を限度として、産後パパ育休(2回まで分割取得できます)を取得した場合

◆育児休業給付金

原則1歳未満の子(※)を養育するために育児休業(2回まで分割取得できます)を取得した場合

※「パパママ育休プラス制度」の利用により育児休業を取得する場合には、一定の要件を満たすと子が1歳2か月に達する日の前日まで育児休業給付金が支給されます。

※保育所等で保育が実施されない等、一定の理由に該当する場合には、1歳6か月~2歳まで支給期間が延長されます。

◆出生後休業支援給付金

子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)、14日以上育児休業を取得した場合

育児休業給付を受けるには次の要件が必要です。

雇用保険被保険者で、休業を開始した日前の2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上または就業した時間数が80時間以上ある完全月が12か月以上あること。

育児休業給付の手続は

事業所の所在地を管轄するハローワークに事業主を経由して申請してください。(事業主が賃金月額証明書の手続きを行った後に、育児休業を取得した被保険者ご自身が支給申請手続きを行うことができます。)

支給される額は

◆出生時育児休業給付金

休業開始時賃金日額×休業期間の日数（上限 28 日）×67%

◆育児休業給付金

原則として、育児休業開始から 180 日目までは、休業開始前の賃金月額
の 67%相当額、育児休業開始の 181 日目からは、休業開始前の賃金月額
の 50%相当額となります。

◆出生後休業支援給付金

休業開始時賃金日額×休業期間の日数（上限 28 日）×13%

※支給額には一定の限度が設けられています。

育児のために時短勤務をしたとき

◆育児時短就業給付金

2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

育児時短就業給付を受けるには次の要件が必要です。

育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること。

育児時短就業給付の手続は

事業所の所在地を管轄するハローワークに、原則として事業主を経由して申請してください。

支給される額は

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の 10%相当額を支給します。ただし育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

支給される期間は

原則として、子が2歳に達するまでの間に、育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月について支給します。

✓ 家族を介護するために介護休業を取得したときは

介護休業給付制度があります

介護休業給付を受けるには次の要件が必要です。

1. 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母等の一定の範囲の家族を介護するために介護休業を取得したこと。
2. 被保険者で、休業を開始した日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上または就業した時間数が80時間以上ある完全月が12か月以上あること。

介護休業給付の手続は

事業所の所在地を管轄するハローワークに事業主を経由して申請してください。（事業主が賃金月額証明書の手続きを行った後に、育児休業を取得した被保険者ご自身が支給申請手続きを行うことができます。）

支給される額は

原則として、休業開始時賃金日額×支給日数×67%です。
ただし、支給額には一定の限度が設けられています。

支給される期間は

支給対象となる介護休業期間は、一人の家族につき3か月以上にわたるときは3か月を経過する日まで（分割取得の場合は93日を限度に3回までに限ります）。

職業能力アップを支援する制度

働く人の能力開発を支援する教育訓練給付制度があります

- ① 一般教育訓練給付金
- ② 特定一般教育訓練給付金（受講開始2週間前までに手続きが必要）
- ③ 専門実践教育訓練給付金（受講開始2週間前までに手続きが必要）

教育訓練給付を受けるには次の要件が必要です。

1. 雇用保険の被保険者期間が通算して3年以上（※1）ある在職者又は離職者（※2）
2. 厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了したこと。
（※1）初めて教育訓練給付を受けようとする場合は、当分の間、被保険者期間が一定（①②は1年、③は2年）以上ある方も対象となります。
（※2）離職者の場合は、離職後1年以内の受講開始が要件となります。

給付額は

- ①一般教育訓練給付金
教育訓練経費×20%に相当する金額（上限10万円）。
- ②特定一般教育訓練給付金
教育訓練経費×40%に相当する金額（上限20万円）。
- ③専門実践教育訓練給付金
教育訓練経費×50%に相当する金額（上限あり）。
* 訓練終了後に一定の要件を満たした場合は、受講費用×80%に相当する金額が給付されます。（上限あり）
* 一定の要件を満たした方が失業状態にある場合には、さらに「教育訓練支援給付金」が支給される制度があります。

教育訓練給付制度の手続きは

受講する本人の住所を管轄するハローワークで、ご自分で手続きをして下さい。

※②・③の教育訓練給付金は、あらかじめ受講開始までにハローワークでキャリアコンサルティングを受け、所定の手続きを行っておく必要があります。

失業したときは

求職者給付制度があります

失業された方が安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、求職者給付制度があります。

求職者給付には、一般被保険者に対する「基本手当」、65歳以上の高年齢被保険者に対する「高年齢求職者給付金」などがあります。

① 求職者給付を受けるには

「基本手当」を受けるには、原則として、離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間（※）があることが要件となります。

なお、倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方については、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間があることが要件となります。

（※）被保険者期間の計算方法

雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上または就業した時間数が80時間以上ある完全月を1か月と計算します。

65歳以上で離職された方が「高年齢求職者給付金」を受けるには、離職の日以前1年間に上記の被保険者期間が6か月以上あることが要件となります。

○ 事業主から離職票の交付を受け、ハローワークへ再就職するための求職申込みをすることが必要です。

求職者給付は、「働く気持ち」があり「働ける状態」にありながら再就職することができない場合に支給されます。

したがって、すでに次の就職が決まっている方や、家事等に専念するため職業に就く気持ちのない人などは、求職者給付を受けられません。

病気・出産・育児などですぐに就職できない人などは、「働ける状態」でないものとして、上記の要件を満たしていても給付は受けられません。

ただし、働ける状態になった時点で、給付を受けることができる場合があります。（事前に受給期間の延長手続が必要です。）

- ② 求職者給付（基本手当・高年齢求職者給付金）を受けられる日数は
給付日数は、離職理由、離職の日における年齢、被保険者期間など
によって、このページの下の表のとおり定められています。
- ③ 求職者給付（基本手当・高年齢求職者給付金）の金額は
賃金日額（原則として離職の日以前 6 か月間の賃金総額を 180 で割
った額。ただし、臨時の手当などは算入されません）の 45%から 80%
を基準として定められます。（上限・下限あり）
- ④ 求職者給付（基本手当・高年齢求職者給付金）を受けられる期間は
原則として離職した日の翌日から 1 年間です。
この期間内に所定の給付日数を限度として失業給付を受けられます
が、この期間を過ぎますと、たとえ所定の給付日数を受け終わってい
なくても、給付は終了します。
- ⑤ 給付制限期間
被保険者が正当な理由なく自己の都合によって退職した場合、又は、
自己の責任による重大な理由により解雇された場合は、ハローワーク
に求職申込みをした後、1 か月～3 か月の給付制限がかかります。

—給付日数—

I 一般の離職者

（Ⅱ やⅢ 以外の理由の全ての離職者。定年退職者や自己の意思で離職した方）

	被保険者であった期間		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
65 歳未満	90 日	120 日	150 日

II 障害者等の就職困難者

	被保険者であった期間	
	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150 日	300 日
45 歳以上 65 歳未満	150 日	360 日

Ⅲ 倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方

	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

◎ 65歳以上で離職し、受給資格が決定された場合は、被保険者期間に応じて下の表の日数分が一時金として支給されます。

(高年齢求職者給付金)

被保険者であった期間	
1年未満	1年以上
30日	50日

※制度の詳細い内容や手続きにつきましては、ハローワークへお問合せください。

ハローワーク(公共職業安定所)のご案内

お気軽にご相談ください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最 寄 駅 名
ハローワーク奈良	〒630-8113 奈良市法蓮町 387 (奈良第3地方 合同庁舎)	(0742) 36-1601(代)	近鉄奈良線 新大宮駅下車 8分
ハローワーク大和高田	〒635-8585 大和高田市池田 574-6	(0745) 52-5801(代)	近鉄大阪線 高田駅下車 15分 JR 高田駅下車 12分
ハローワーク桜井	〒633-0007 桜井市外山 285-4-5	(0744) 45-0112(代)	JR・近鉄大阪線 桜井駅下車 10分
ハローワーク下市	〒638-0041 吉野郡下市町下市 2772-1	(0747) 52-3867(代)	近鉄吉野線 下市口駅下車 12分
ハローワーク大和郡山	〒639-1161 大和郡山市 観音寺町 168-1	(0743) 52-4355(代)	近鉄橿原線 郡山駅下車 20分 JR 郡山駅下車 10分

(07.11)

雇用保険被保険者証(番号)を必ず確認しましょう!